

# 単 価 契 約 書 (案)

- 1 契約物品名 別記のとおり
- 2 契約単価 別記のとおり
- 3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 契約保証金 免除

上記について愛媛県立子ども療育センターを甲とし、 を乙として、乙が契約物品を甲に供給し、甲が買い受けることについて、次の条項により契約を締結する。

(納入方法等)

第1条 乙は、頭書の定めにより、別記の品質及び規格の物品を、甲の発注あるごとに、甲の指定する場所に納入しなければならない。

2 物品の発注及び納入は、甲乙協議のうえで定める給油チケットにより、行わなければならない。

3 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(納入の終了通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、給油チケットを甲に提出しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、前条の規定により給油チケットの提出があったときは、直ちに、検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。

3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(修補又は交換等)

第4条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

2 前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、給油チケットを甲に提出しなければならない。

3 前項の規定により給油チケットの提出があったときは、第3条の規定を準用する。

(品質検査)

第5条 乙が納入する灯油の品質等について、甲が必要と認めたときは、乙は、甲の立会いのもとに、試験検査に応じなければならない。この場合に要する費用の一切は、すべて乙の負担とする。

(所有権の移転等)

第6条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

第7条 乙は、毎月、前月の給油済チケットをとりまとめのうえ、給油明細書を作成し、適法な請求書に添え甲に提出するものとする。

2 毎月の請求金額は、納品ごとに契約単価に納入した数量を乗じて得た額の円未満の端数を切り捨てた額を合算した額とする。

3 甲は、第1項の請求書について給油の事実確認のうえ、請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

(支払の遅延)

第8条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、甲に対してその支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(代理受領の禁止)

第9条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつ

て、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第12条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第13条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は免除する。

(作業上の責任)

第15条 この契約により、業務に従事する職員が行う作業上の事故は、すべて乙の責任において措置するものとする。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

愛媛県東温市田窪 2135 番地  
甲 愛媛県立子ども療育センター  
所 長

乙

別 記

1 契約物品の内訳

品 名	品質・規格	単位	単 価	備 考
灯 油	J I S規格適合	1 リットル	円	左記単価中の消費税 及び地方消費税額 円

2 その他の附帯条件